


61	大気汚染に係る施設の規制事務の共同処理		環境・衛生 条例による事務処理特例制度 地方公共団体間の協働
団体名	<small>かわちながのし とんだばやしし</small> 河内長野市、富田林市、 <small>おおさかさやまし たいしちょう</small> 大阪狭山市、太子町、 <small>かなんちよう ちはやあかさかむら</small> 河南町、千早赤阪村(大阪府)	人口	324,494 人 <small>※3市2町1村人口の合計</small>
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者の事務負担を軽減するため、平成 24 年 1 月、事務処理特例条例により、大気汚染防止法上の施設等の規制に係る事務が市町村に移譲された。</li> <li>○ 身近な窓口で、他の環境法令上の規制事務との一体的な処理が可能になり、手続に係る事業者の負担が軽減。</li> <li>○ 近隣市町村が専門職員を共同で設置し、事務処理の効率化及び専門性の確保を実現。</li> </ul>		
背景・目的	<p>南河内地区の3市2町1村(河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)には、金属や木材加工の工場が多く立地しており、多くの事業所が大気汚染防止法等の規制対象となるばい煙発生施設等を設置している(大阪府生活環境の保全等に関する条例の規制対象を含め、平成 26 年 3 月末現在、243 の事業所で設置)。</p> <p>従来は、大気汚染防止法上の規制対象施設に係る届出審査・立入検査等の事務を大阪府が実施していたが、事業者が届出等を行う際に府庁まで車で約1時間半かかり、手続を行う事業者にとっての負担になっていた。一方で、規制に係る審査等の事務を市町村が行うに当たって、化学分野における専門的な知識を有する人材の確保が必要であった。</p>		
内容	<p>平成 24 年1月、事務処理特例条例により、大気汚染防止法上の施設等の規制に係る事務が南河内地区の3市2町1村に移譲された。これにより、事業者は各市町村で届出・報告等の手続を行うことができるようになった。</p> <p>また、移譲に当たっては、地方自治法の規定により、3市2町1村で化学分野の専門職員2名を共同設置(幹事市の河内長野市に分担配置)し、これらの職員に届出審査・立入検査等の専門的な事務を一括して担わせることとした。これにより、市町村においても、専門性を確保しつつ、事務処理を効率的に行うことが可能となっている。</p>		
効果	<p>手続の窓口が身近になり、また、他の環境法令上の規制事務(例:大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る事務)と一体的に処理できるようになったことで、手続に係る事業者の負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	河内長野市環境共生部環境政策課(幹事市) <a href="http://www.kouiki321.jp/kougaikisei/index.html">http://www.kouiki321.jp/kougaikisei/index.html</a> (南河内広域連携室 HP)		



62	水資源保全条例の制定		環境・衛生 自主条例の活用
団体名	北海道	人口	5,465,451 人
事例のポイント	<p>○ 北海道では、近年、水源周辺での利用目的の不明な大規模土地取引や一部地域において外国資本等による土地取引の状況が把握できていないことを背景に、平成 24 年 3 月、「北海道水資源の保全に関する条例」を制定（都道府県では全国初）。</p> <p>○ 条例に基づき、知事は「水資源保全地域」を指定し、当該地域内の土地取引を行う者に対し、事前の届出を義務付け。</p> <p>○ 平成 26 年 4 月現在、道内 54 市町村の 152 地域を水資源保全地域として指定しており、水資源保全地域の土地取引を行政が事前に把握することで、適正な土地利用が確保され、豊かな水資源の保全に寄与。</p>		
背景・目的	<p>北海道には、清らかで豊かな水資源が多数存在するが、近年、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引や一部地域において外国資本等による土地取引の状況が把握できていないという問題が起きた。</p> <p>そこで、かけがえのない水資源を次の世代に引き継いでいくため、平成 24 年 3 月、北海道や市町村、事業者、道民が、それぞれの役割を認識し、一体となって北海道の水資源の保全に取り組んでいくことを定めた「北海道水資源の保全に関する条例」を全国の都道府県で初めて制定した(同年 4 月施行)。</p>		
内容	<p>「北海道水資源の保全に関する条例」では、水資源保全地域として知事が指定した地域内の土地取引を行う場合、売主が契約の 3 か月前までに売却先の氏名や住所、利用目的などについて、知事に届出を行うことを義務付けている。</p> <p>面積の基準はないため、取引を行う土地面積が小さくても届け出ることが必要である。届出を受けた北海道は、市町村や専門家の意見を聞いた上で届出者に助言を行う。届出者は、買主に助言の内容を伝達する。</p> <p>届出を行わなかったり、虚偽の報告をした場合は、知事が売主に対して勧告を行う。勧告に従わない場合、氏名等が公表される。</p> <p>現在、国土利用計画法や森林法における土地所有の届出先が市町村であることを踏まえ、本条例における届出事務の市町村への移譲を進めており、平成 26 年 4 月時点で 3 市町へ移譲済みである。</p>		
効果	<p>平成 26 年 4 月現在、道内 54 市町村の 152 地域が水資源保全地域として指定されている。土地取引の事前届出制は平成 24 年 10 月から開始され、平成 24 年度に 3 件、平成 25 年度に 13 件の届出があった。水資源保全地域の土地取引を行政が事前に把握することで、適正な土地利用が確保され、水資源の保全につながっている。</p> <p>なお、平成 26 年 3 月、水循環に係る基本理念、水循環施策に係る国や地方公共団体の責務等について定めた「水循環基本法」が国会で成立した。これにより、各地域の特性に応じた水資源保全の取組の更なる活発化が期待される。</p>		
担当課 関連サイト	<p>北海道総合政策部政策局土地水対策課  <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm</a></p>		

63	地下水保全条例の制定		環境・衛生 自主条例の活用
団体名	みやこじまし 宮古島市(沖縄県)	人口	54,519 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮古島市は、飲料水及び産業用水とも 100%地下水に依存する全国でも稀な地域。このため、平成 21 年 6 月、地下水を「公水」と位置付け、地域の共有財産とする「宮古島市地下水保全条例」を制定。</li> <li>○ 条例に基づく基本計画において、地下水の利用調整に関する基本方針、地下水採取許可基準等について規定。</li> <li>○ 条例の制定により、地下水に関する市民意識の向上のほか、地下水採取許可等の判断基準の明確化が、適正かつ効率的で透明性の高い事務執行に寄与。</li> </ul>		
背景・目的	<p>宮古島市(平成 17 年 10 月、旧平良市、城辺町、上野村、下地町、伊良部町の 5 市町村が合併)は、飲料水及び産業用水とも 100%地下水に依存する全国的にも他に例を見ない地域であり、地下水の保全が社会の成立要件となっている。そのため、市町村合併以前の昭和 40 年より旧団体において地下水の保護に関する条例(宮古島地下水保護管理条例、宮古島水道水源保護条例)が存在し、新市誕生後もその条例を引き継ぎ地下水の保全と利用調整を図ってきた。</p> <p>しかし、旧条例制定時と比べ水需要の増大により水資源を取り巻く環境が大きく変わっており、地域社会を守るためには、より厳格な水資源の管理が必要になってきた。</p> <p>そこで、地下水を「公水」と位置付け、地域共有の財産であるという理念の下に地下水の保全や適正管理を行い、住民がその恩恵をより享受できるよう、平成 21 年 6 月、新たに「宮古島市地下水保全条例」を制定した(同年 10 月施行)。</p>		
内容	<p>「宮古島市地下水保全条例」では、地下水が公共的資源であることを明示し、その認識の下に地下水が適正かつ有効に利用されるよう、地下水の保全を図るための措置について定めている。</p> <p>具体的には、本条例に基づく「地下水利用基本計画」の中で、地下水の利用調整に関する基本方針や地下水採取許可基準のほか、水道水源保全地域における特定の対象事業に係る事業場(ゴルフ場など、水道水源の地下水水質を汚染するおそれのある事業場等)の設置基準等について定めている。</p> <p>また、本条例により設置された「地下水審議会」では、これらの基準に基づき、重要事項について調査審議し、各事項の許可や認定等を行っている。違反行為に対しては、行政指導が行われ、罰則規定もある。</p>		
効果	<p>水の確保に苦勞してきた地域事情もあり、もともと市民の地下水保全に対する意識は高かったが、本条例の周知徹底により、地下水が地域共有の財産であるという認識が広まり、無秩序な取水の防止につながっている。</p> <p>行政側にとっては、地下水採取許可等の判断基準が本条例によって明確化されたことにより、判断の迅速化など、適正かつ効率的な事務執行につながっている。このことは申請者側にとっても判断基準の透明性の確保、結果が出るまでの所要時間が短縮された点において大きなメリットになっている。</p> <p>また、違反行為に対しては行政指導や罰則等の規定もある。これが違反行為に対する抑止力となっており、地下水の保全につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>宮古島市生活環境部環境衛生課  <a href="http://miyakojimajyouge.jp/jyourei_chikasui.pdf">http://miyakojimajyouge.jp/jyourei_chikasui.pdf</a></p>		

64	元気な里山里海づくり		環境・衛生 住民との協働・参画
団体名	石川県	人口	1,163,089人
事例のポイント	<p>○ 石川県では、近年、生活様式の変化や過疎・高齢化により人が離れた里山の荒廃が課題。このような中、平成23年6月、「能登の里山里海」が、国際連合食糧農業機関（FAO）により、日本で初めて世界農業遺産に認定。</p> <p>○ 里山里海の利用保全活動を推進するため、企業やNPO等と協働して「いしかわ里山創成ファンド」、「いしかわ版里山づくりISO制度」等の取組。</p> <p>○ 「いしかわ里山創成ファンド」で、県内の高校と連携し「なまこスイーツ」を開発するなど地域性を活かした取組が見られるほか、平成25年度、延べ5,062人の方々が里山保全活動に参加するなど、県民の里山里海づくりに対する意識が高まるなどの効果。</p>		
背景・目的	<p>石川県は、美しい里山を有しているが、近年、生活様式の変化や過疎・高齢化により人が離れた里山の荒廃が課題となっていた。そこで、企業やNPOなどと協働して、里山に人の手を戻し、荒廃から守る「元気な里山里海づくり」を推進している。</p> <p>このような中、平成23年6月、「能登の里山里海」は、国際連合食糧農業機関（FAO）により、日本で初めて世界農業遺産に認定され、これを契機に、さらに里山里海を未来へ引き継ぐための取組を行っている。</p>		
内容	<p>「元気な里山里海づくり」の取組として代表的なものは、平成23年5月に創設した「いしかわ里山創成ファンド」（総額53億円）である。これは、県と地元金融機関とが連携し、里山里海の資源を活用した生業の創出など、里山を元気にする民間の取組に対して支援を行うものである。</p> <p>このほか、平成23年、国際的な環境規格の考え方を参考に、企業、地域団体等が行う里山里海保全活動を認証する「いしかわ版里山づくりISO制度」を創設するとともに、当該ISO認証団体等が主催する里山保全活動の参加者に対し県産農産物と交換できるポイントを付与する「いしかわ里山ポイント制度」を設け、里山保全活動への個人の自主的な参加を促進している。</p> <p>平成25年9月には、石川県・福井県が共同代表として、里山里海の利用・保全の国内における推進組織として「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」を設立した。全国の企業、研究機関、NGO・NPO、行政など101団体が参画し、多様な主体の連携の下、里山の利活用・保全活動の裾野の拡大と質の向上を目指している。</p>		
効果	<p>「いしかわ里山創成ファンド」については、「かあさんの学校食堂」や、県内の高校と連携した「なまこスイーツ」の開発など、地域性を活かした取組を平成23年度から25年度までの3事業年度で49件採択した。</p> <p>里山づくりISO認証団体として、平成26年3月時点で、193団体を認証している。</p> <p>こうした取組を進める中で、平成25年度には延べ5,062人の方々が里山保全活動に参加するなど、県民の里山里海づくりに対する意識が高まるなどの効果が見られる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>石川県環境部温暖化・里山対策室 <a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/</a>  石川県農林水産部里山振興室 <a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/</a></p>		

65	環境未来都市の推進		環境・衛生 住民との協働・参画
団体名	北九州市(福岡県)	人口	982,763人
事例のポイント	<p>○ 北九州市は、市民運動を機に企業や行政が一体で公害を克服した歴史を持つ。この過程で蓄積した環境に関する技術や人材を活かし、資源循環やエネルギーなどの課題に先導的に取り組み、平成23年12月、国から「環境未来都市」に選定された。</p> <p>○ 環境未来都市の推進に当たっては、地域の力・地域のつながりを活用した自立的な展開により、住民の自主性を引き出しながら、まちの緑化、高齢者の生きがい・健康づくり、多世代交流など様々な価値を創出する取組を展開。</p> <p>○ 「ふれあい花壇・菜園事業」では、草刈り等の管理経費の軽減を図りつつ、まちなかの緑を増やし、地域住民の活動・交流の場を創出する一石三鳥の効果を創出。</p>		
背景・目的	<p>北九州市は、我が国の産業の近代化を牽引してきた工業都市である。一方で、経済発展に伴い甚大な公害が発生した。これを、市民運動を機に企業や行政が一体となって克服した歴史を持つ。</p> <p>この過程で蓄積された環境に関する技術や人材を活かし、資源循環やエネルギーなどの課題に先導的に取り組み、平成23年12月、国から「環境未来都市」に選定された。</p>		
内容	<p>北九州市環境未来都市では、「地域や都市(まち)の中で人が輝く、賑わい・安らぎ・活力のあるまち」をコンセプトに、再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティの取組、市民に身近な場所での健康づくりや多世代交流などの取組、アジア低炭素化センターを核とした都市インフラの海外展開などを実施している。</p> <p>環境未来都市の取組を推進する上で最も大切にしていることは、「地域の力、地域のつながりを活用した自立的な展開」を図ることにある。</p> <p>例えば、「まちの森プロジェクト」という取組は、「どんぐりを拾う」「苗木を育てる」「植樹する」という一連の行動を通して、市民が100万本の植木を植えていく。この取組では、①参加する市民それぞれが役割を持ち行動することで、元気な高齢者が生まれるとともに、健やかな子どもが育つ、②身近な地域で多世代の方々が参加して、まちなかの緑を増やすことで、より良い地域づくりと環境づくりが進む、③この経験を通じて地域活動がさらに活発になり、地域のつながりが一層強まる、というサイクルが生まれることを狙いとしている。</p> <p>また、「まちの森プロジェクト」の新たな展開として、まちなかの未利用市有地などを地域の自治組織などに無償で貸し出し、花壇・菜園などに活用してもらう「ふれあい花壇・菜園事業」を始めた。これは、単に趣味としての花壇・菜園づくりを推奨するのではなく、「街なかの緑の増加」「高齢者の生きがい・健康づくり」という基本目的に加え、「多世代交流事業」など、ふれあい花壇・菜園という「場」を利用して様々な価値を創出することを目的に加えたことが特徴である。実施に当たっては、未利用地の形状や面積、立地条件がそれぞれ異なる中で、なるべく地域の希望や活動計画に沿った整備内容となるよう、利用を希望する自治組織と何度も協議を重ねた。</p>		
効果	<p>「環境未来都市」という視点が加わったことは、未利用市有地の有効活用という従来からの課題に、「多世代交流事業」といった新たな切り口で取り組む契機となった。</p> <p>既存の市民農園等は専ら郊外に位置し、利用者は遠方まで出かける必要があったが、「ふれあい花壇・菜園」はまちなかの未利用地を活用することで、地域住民が地域に密着した場所で気軽に活動できるようになった。草刈り等の管理経費の軽減を図りつつ、まちなかの緑を増やし、地域住民の活動・交流の場を創出する一石三鳥の事業となっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>北九州市総務企画局政策部政策調整課  <a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/02000009.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/02000009.html</a></p>		

66	エネルギーの地産地消		環境・衛生
			自主条例の活用
団体名	山梨県	人口	863,917 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山梨県では、CO2 排出量の増加が課題であったところ、長い日照時間等の地勢・気象条件を活用した再生可能エネルギーの利用促進などを図るため、平成 20 年 12 月、「山梨県地球温暖化対策条例」を制定。</li> <li>○ 平成 25 年 4 月、2050 年頃までに県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指したロードマップを策定。</li> <li>○ 平成 26 年 3 月末時点で、住宅用太陽光発電の普及率 8%（※導入件数/一戸建住宅戸数）、年間需要電力が 9%減（平成 25 年度。平成 20 年度比）となるなどの効果。</li> </ul>		
背景・目的	<p>山梨県では、2005 年当時の CO2 排出量が 1990 年に比べて約 15%増加したことから、急峻な地形、長い日照時間という地勢・気象条件を活用した再生可能エネルギーの利用促進などを図るため、平成 20 年 12 月、「山梨県地球温暖化対策条例」を制定した(平成 21 年 4 月施行)。</p>		
内容	<p>平成 21 年度に策定した「やまなしグリーンニューディール計画」では、山梨県の「恵まれた自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を目指す」として、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス、燃料電池を 4 つのクリーンエネルギーとしている(「4 つの車輪」)。</p> <p>この成果を踏まえて、平成 25 年 4 月に策定したのが「やまなしエネルギー地産地消推進戦略～「エネルギーの地産地消」実現に向けたロードマップ～」である。</p> <p>ロードマップは 2 つの柱から成り立っている。1 つは省エネルギー対策により、2050 年頃までに需要電力を東日本大震災前より 20%削減する。もう 1 つはクリーンエネルギーによる電力を、2050 年頃までに 3 倍以上にする。両方の目標を達成すれば、県内の消費電力需要を 100%クリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」が実現する。</p> <p>2020 年までの中期目標としては、住宅用太陽光発電の普及率 20%(2011 年時点普及率 4.9%)、メガソーラー 30 か所(2011 年時点 3 か所)という目標を設定した。</p> <p>目標達成に向け、住宅を対象とした設置費補助金の支給(上限 8 万)や設置プランの情報提供、内陸部では国内最大級となるメガソーラー(最大出力約 1 万キロワット)を誘致した。省エネに向けた運動としては、家庭向けの省エネイベントやエコ診断の実施、事業者向けの省エネセミナーの開催や省エネ優秀事業者の表彰を行っている。</p>		
効果	<p>取組を続けた結果、平成 26 年 3 月末時点で、住宅用太陽光発電の普及率 8%(※導入件数/一戸建住宅戸数)、平成 26 年 3 月末時点で、メガソーラーが 23 か所稼働となっている。年間需要電力については、平成 25 年度は、条例施行前の平成 20 年度と比較して 9%減となった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>山梨県エネルギー局エネルギー対策課  <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/chisanchishou.html">https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/chisanchishou.html</a></p>		

67	鳥獣保護区を示す標識の寸法の基準		環境・衛生 義務付け・枠付けの見直し
団体名	福島県	人口	1,980,259 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島県では、豪雪地帯である地域の特性に対応するため、平成 24 年 10 月、「福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」を改正。</li> <li>○ 鳥獣保護区を表示する独自の標識の基準である縦長の標識を導入することで、積雪による重みが軽減され、損傷防止に寄与。</li> </ul>		
背景・目的	<p>福島県では、豪雪地帯にある鳥獣保護区の標識について、雪の少ない地域と比較した場合に、損傷を受けやすい状況にあった。</p>		
内容	<p>従来、鳥獣保護区を示す制札の表示部の幅の寸法は 45cm 以上とされていたが、第2次一括法により改正された鳥獣保護法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、福島県では、平成 24 年 10 月、「福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」を改正し、制札の表示部について幅を縮小して縦長の形で設置できるよう幅 20cm 以上とする基準を定めた(同年 11 月施行)。</p> <p>これは、過去に縦長の標識を作成した際、横長のものに比べて 2 倍以上の年数使用されていた経験も踏まえ、これまでの横長タイプの制札は一本足のため風雨による損傷を受けやすいことなどから、維持管理に係る経済性及び安全性を考慮し、鳥獣保護区、特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域の制札については、新たに縦長タイプの制札も設置できることとしたものである。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <span>《従来の横長タイプのイメージ》</span>      <span>《新たに設置できる縦長タイプのイメージ》</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>		
効果	<p>この基準に基づき設置された(設置予定のものを含む)縦長タイプの制札は 173 本あり、縦長の制札とすることで、雪が積もった際に制札にかかる重みが軽減され、損傷を防ぐことができる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>福島県生活環境部自然保護課  <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/</a></p>		

68	有害鳥獣駆除のための捕獲許可		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	たかちよう 多可町(兵庫県)	人口	22,952人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニホンジカの駆除のための捕獲作業を迅速に行うため、平成24年4月、事務処理特例条例により、捕獲等の許可権限が町に移譲された。</li> <li>○ 駆除要望から捕獲許可までの日数が短縮され、現場作業の迅速化を実現。</li> </ul>		
背景・目的	<p>多可町は、周囲を中国山地の山々に囲まれており、酒造好適米「山田錦」発祥の地であるほか、町内の棚田が「日本の棚田百選」に選定されるなど、農業が盛んな地域である。ところが近年、特にニホンジカによる米の被害が相次いで発生しており、町民からの有害鳥獣の駆除要望は年間約40～50件に上る。</p> <p>多可町では、防護柵を設置し、集落ぐるみの対策を呼びかけているほか、県から有害鳥獣の捕獲許可を受けて駆除(現場での作業は県猟友会西脇多可支部に依頼)に取り組んでいる。しかし、繁忙期には同時多発的に駆除要望が出ることもあり、迅速な駆除が町の重要な課題となっている。</p>		
内容	<p>平成24年4月、事務処理特例条例により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律によるニホンジカの捕獲等に係る許可権限が町に移譲された。これにより、ニホンジカの駆除について県に対する捕獲許可の申請が不要になり、駆除要望から捕獲許可までの日数はおおむね2～3日となった。</p>		
効果	<p>駆除要望から捕獲までの日数が短縮されたため、現場での作業が迅速化し、農作物の被害の軽減につながった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>多可町産業振興課  <a href="http://www.takacho.jp/life_stage/sangyo/benri_kakuka_sangyou.html">http://www.takacho.jp/life_stage/sangyo/benri_kakuka_sangyou.html</a></p>		



69	森林環境税の導入と県民参加の森づくり		環境・衛生 法定外税、住民との協働・参画
団体名	高知県	人口	755,994 人
事例のポイント	<p>○ 森林面積率が全国一高い高知県では、森林荒廃という環境問題に対する独自策として、平成 15 年 4 月、「森林環境税」を導入（全国初）。併せて、県民参加の森づくりを推進する取組も開始。</p> <p>○ 11 年間で延べ約 24 万人が森づくりに参加したほか、延べ約 1 万 5 千ヘクタールの間伐が行われ、森林機能の維持・向上に寄与。</p>		
背景・目的	<p>森林面積率が全国一高い高知県(84%)では、様々な分野での環境に対する県民の関心の高まりと、平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法によって地方の独自課税が可能となったことなどを契機として、森林の荒廃という県民生活に関わる環境の問題に対する地方独自の対策として、平成 15 年 4 月、全国初の「森林環境税」を導入した。</p>		
内容	<p>森林環境税の導入に当たっては、平成 13 年度から庁内のプロジェクトチームや県民の代表者で構成された委員会などを通じて議論を重ね、「税収自体を目的とするのではなく、広く薄い負担によって、森林の重要性を認識し県民みんなで森を守っていく」ことを主目的として、県民税の均等割の超過課税方式により、個人、法人とも一律に年額 500 円の負担とした。</p> <p>また、税の用途を明らかにする観点から、この税収を財源に積み立てられた基金の用途等に関しては、公開の場で審議する基金運営委員会を設置し、透明化を図るとともに、課税の実施及び用途等に関しては、5 年ごとに議会や県民の声を聞きながら見直しを行い、平成 25 年度からは第 3 期目に入っている。</p> <p>さらに、この新税の導入に併せ、平成 15 年から、毎年 11 月 11 日を「こうち山の日」として定め、県民参加の森づくりを推進する取組も進めている。</p> <p><b>【平成 25 年度の実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①除間伐やシカ被害対策など森林環境保全事業:143 百万円</li> <li>②子どもたちへの森林環境教育:13 百万円</li> <li>③森林保全ボランティア活動の推進など県民活動の支援:22 百万円</li> <li>④県産材木製品による公共的施設の整備:43 百万円</li> </ul>		
効果	<p>平成 25 年度までの 11 年間で延べ約 24 万人の方が「県民参加の森づくり」に参加したほか、延べ約 1 万 5 千ヘクタールの間伐が実施されるなど、森林の持つ公益的機能の維持、向上が図られてきた。また、森林環境税の導入を契機に、同様の趣旨の課税が、平成 26 年 4 月現在、35 県で導入されるなど全国的な広がりを見せている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>高知県林業振興・環境部林業環境政策課  <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kankyousei.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kankyousei.html</a></p>		

70	水道技術管理者の資格基準		環境・衛生																			
			義務付け・枠付けの見直し																			
団体名	仙台市(宮城県)	人口	1,038,522 人																			
事例のポイント	<p>○ 土木工学科の出身職員とそれ以外の工学系学科の出身職員が実務上区別なく業務を担っていることを踏まえ、水道技術管理者への登用における技術系職種間の経験年数の差を撤廃するため、平成 24 年 3 月、「仙台市水道事業給水条例」を改正し、水道技術管理者の実務経験年数基準を策定。</p> <p>○ 管理者有資格者の幅広い確保により、適切な人材登用を推進。</p>																					
背景・目的	<p>仙台市の水道施設は、昭和 30 年代以降の拡張事業期に土木分野の業務が集中した段階から、施設の維持管理を円滑に実施する段階を迎え、業務内容において職員の職種による実務上の差異は小さくなっている。</p>																					
内 容	<p>仙台市の水道施設は、施設の維持管理を円滑に実施する段階を迎えており、業務においては土木系以外の技術職員も土木系と同等の能力をもって実務を担っている。</p> <p>その中で、国の基準では技術面の責任者である水道技術管理者の資格については、出身学科により実務経験年数に差があったが、第2次一括法により改正された水道法により、国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、仙台市では、平成24年3月、「仙台市水道事業給水条例」を改正し、下表のとおり、従来の国の基準から1年短縮し、土木工学科履修者と同じ実務経験年数とした(同年4月施行)。</p> <p>&lt;実務経験年数の短縮の例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="391 1249 1307 1527"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)</th> <th colspan="2">工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学</th> <th>土木工学科</th> </tr> <tr> <th>国基準</th> <th>市基準</th> <th>国・市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>4年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>短期大学・高等専門学校</td> <td>6年</td> <td>5年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>高等学校・中学校</td> <td>8年</td> <td>7年</td> <td>7年</td> </tr> </tbody> </table>			学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)	工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学		土木工学科	国基準	市基準	国・市基準	大学	4年	3年	3年	短期大学・高等専門学校	6年	5年	5年	高等学校・中学校	8年	7年	7年
学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)	工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学		土木工学科																			
	国基準	市基準	国・市基準																			
大学	4年	3年	3年																			
短期大学・高等専門学校	6年	5年	5年																			
高等学校・中学校	8年	7年	7年																			
効 果	<p>国の基準を緩和することにより、多様な人材の中から水道技術管理者の選任が可能となり、より適切な人材登用が図られる。</p>																					
担当課 関連サイト	<p>仙台市水道局計画課  <a href="http://www.city.sendai.jp/soshiki/d/suido.html#10">http://www.city.sendai.jp/soshiki/d/suido.html#10</a></p>																					

71	専用水道の布設工事の確認及び指導監督	環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	山梨県	人口 863,917 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上水道・簡易水道の実施主体である市町村が専用水道にも関与し、布設工事の確認等を迅速に行えるよう、平成 12 年 4 月以降、事務処理特例条例により、水道法上の専用水道に係る権限を市町村に順次移譲。</li> <li>○ 飲料水に係る水道資源について、市町村による統一的な管理を実現。</li> <li>○ 事務処理の迅速化により、申請者の利便性が向上。</li> </ul>	
背景・目的	<p>山梨県では、飲料水に関する 3 種類の水道(上水道、簡易水道、専用水道)のうち、上水道及び簡易水道については、主に市町村が事業主体となっている。一方、従来、民間が事業主体となる専用水道(※)に係る指導監督については県が行っていたため、同じ市町村内の水道であるにもかかわらず、専用水道については市町村が関与する機会がなかった。</p> <p>また、水道は住民の日々の暮らしに与える影響が大きく、事務処理の迅速化が要望されていた。</p> <p>※ 専用水道…集合住宅、学校、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの等</p>	
内容	<p>平成 12 年 4 月以降、事務処理特例条例により、県との協議が整った市町村に対し、水道法上の専用水道に係る権限を順次移譲している。</p> <p>これにより、移譲された市町村では、飲料水に関する 3 種類の水道全てに関与することが可能となった。</p> <p>なお、市については、第 2 次一括法による水道法の改正により、平成 25 年 4 月に専用水道に係る権限が移譲されたため、事務処理特例条例による平成 26 年 4 月現在の移譲先は県内 2 町 3 村となっている。</p>	
効果	<p>専用水道に係る権限移譲を通じて、上水道及び簡易水道と併せた飲料水の統一的な管理が可能となった。これにより、市町村が各地域の水道水源を把握し、水資源の利用に関する環境政策に反映させていくことが可能になっている。</p> <p>また、窓口が身近になり、事務処理日数が短縮(3~4 日程度)されたことで、申請者の利便性が高まった。</p>	
担当課 関連サイト	<p>山梨県福祉保健部衛生業務課  <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/#suido">http://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/#suido</a></p>	

72	浄化槽設置の届出受理		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	鳥取県	人口	588,508人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が浄化槽の設置者に対するきめ細かい指導監督を行うことができるよう、平成22年4月以降、事務処理特例条例により、浄化槽の設置の届出等に係る事務を移譲。</li> <li>○ 公共下水道を設置管理する市町村が浄化槽との一体的管理・監督を行い、適切な指導監督を実現。</li> <li>○ 下水道と浄化槽の手続窓口が市町村に一本化され、住民の負担が軽減。</li> </ul>		
背景・目的	<p>鳥取県では、約30,000基の浄化槽が設置されており、その大半が個人住宅用のものである。従来は、新たに浄化槽を設置したり、下水道への接続により浄化槽を廃止したりする場合、県に届出が必要であったが、届出がされていない浄化槽もあり、指導監督を行う上で支障が生じていた。</p>		
内容	<p>平成22年4月以降、事務処理特例条例により、県との協議が整った市町村に対し、浄化槽法に基づく浄化槽の設置の届出等に係る事務を順次移譲している。</p> <p>公共下水道事業は各市町村が実施しているため、移譲された市町村では、一連の生活排水処理施設である下水道及び浄化槽について、例えば下水道の接続時に浄化槽の廃止届を提出するよう市の下水道部局がその場で指導するなど、一体的な管理・監督ができるようになっている。</p>		
効果	<p>下水道と浄化槽の手続に係る窓口が市町村に一本化され、県に対して手続を行う必要がなくなったことで、住民の負担が軽減した。</p> <p>また、届出が確実に行われるようになったことで、より正確な浄化槽台帳の整備が可能となり、実態に応じた適切な指導監督ができるようになった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>鳥取県生活環境部水・大気環境課  <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou/">http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou/</a></p>		

73	調理師・製菓衛生師免許の申請受理		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	那覇市(沖縄県)	人口	320,889人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 25 年4月の中核市移行に伴い、飲食店等の営業許可は市が行うこととなった。</li> <li>○ 飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許に係る手続の窓口が別々にならないよう、平成 25 年4月、事務処理特例条例により、調理師等の免許に係る窓口事務が市に移譲された。</li> <li>○ 飲食店等の営業許可と調理師等の免許に係る手続の窓口が市に一本化され、申請者の負担が軽減。</li> </ul>		
背景・目的	<p>那覇市では、ホテル等の観光業を中心に、県全体のおよそ7割となる年間約 2,300～2,400 件の飲食店等の営業許可申請がある。また、調理師等の免許の取得が資格要件となっている食品衛生責任者の設置が飲食店等に義務付けられているため、飲食店等の営業許可に併せて調理師等の免許に係る申請等が行われることも多い。</p> <p>平成 25 年4月の中核市移行に伴い、飲食店等の営業許可については市が行うこととなったが、調理師・製菓衛生師の免許に係る事務は県が行うため、このままでは調理師等の免許に係る申請のみ、市外にある県保健所まで出向いて手続を行わなければならない状況であった。</p>		
内容	<p>平成 25 年4月、事務処理特例条例により、調理師法施行令及び製菓衛生師法施行令に基づく免許の申請の受理等の事務についても併せて市に移譲された。これにより、食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許に係る手続は、どちらも市の窓口で行うことができるようになった。</p>		
効果	<p>飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許の申請の受理の窓口が市に統合されたことで、申請者が市外にある県保健所まで出向く必要がなくなり、負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>那覇市保健所生活衛生課  <a href="http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/nahahokenjyo/seikatueisei/0001.html">http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/nahahokenjyo/seikatueisei/0001.html</a></p>		